

前黎朝と宋朝との関係：黎桓の諸子を中心として

河原, 正博 / KAWAHARA, Masahiro

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

29

(開始ページ / Start Page)

11

(終了ページ / End Page)

24

(発行年 / Year)

1977-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010952>

前黎朝と宋朝との関係

——黎桓の諸子を中心として——

河 原 正 博

(一)

丁部領は九六六年、群雄割拠の混乱、いわゆる十二使君の乱を平定して皇帝の位につき、大瞿越国を建てた。これをもつてベトナム独立王朝の始めとなっているが、九八〇年になると、その將軍の黎桓は先皇帝(丁部領)の遺児丁璿の位をうばい、自から皇帝と称して黎朝(前黎朝と称している)を建てた。宋の太宗は黎桓の篡奪による丁氏から黎氏への交替の混乱に乗じて、ベトナムの内地化をはかり出兵したが、かえって黎桓のために大敗を喫してしまった。

宋の大軍を撃退してその實力を示した黎桓は既にその前から国内では皇帝を称していたが、宋にはそれをかくし、幼少な丁璿を表面に立てて、宋との戦後交渉にあたつた。宋側でもその交渉にあたつて丁璿の処遇問題をもち出して、黎桓との妥協をはかろうとしたが、すでにベトナムの地を拠有した黎桓は宋の提案に従わず、その地の支配権の承認を執拗に要求した。ついに宋の太宗もそれに従わざるを得なかつた。⁽¹⁾

かくて宋朝と黎朝との両国間に冊封を中心とした交渉が行われることとなるが、これと関連して中国側の史料に黎桓の諸子についての記事があらわれる。ここではその諸子に考察を加えて、両国関係の一面をうかがい見ることとする。

(一)

至道三年 (A.D. 997) 三月、宋の太宗が死んで、ついで真宗が即位した。

統資治通鑑長編(以下、長編)(略称)十三卷四 咸平元年 (A.D. 998) 七月壬戌の条に、

先是黎桓加恩。為交州国信使者必獲贈遺数千緡。桓責賦歛。往往断民手足趾。〔広南西路転運使陳〕堯叟知之。遂奏請召其子。授以朝命。而知其私覲之言。

とあって、真宗即位の翌年、広南西路転運使の陳堯叟が従来行われて来た加恩官告国信使の、ベトナム本土への派遣をやめ、今後は黎桓の子を召し出し、それに詔を授けるよう朝廷に請うたことを伝えている。又、宋史卷四十八交趾伝の咸平四年の条には、

先是使至交州。桓即以供奉為辭。因緣賦歛。上聞之。止令疆吏召授命。不復專使。

と同様なことを伝えているが、これによると疆吏すなわち広南西路の官吏をしてベトナムの使節をよび出させて、それに制書を授けたことを知ることが出来る。とにかく、真宗の時になると従来の国信使派遣が中止となったわけである。

ついで長編卷五咸平六年 (A.D. 1003) 九月戊戌の条によると、

広南西路転運使言。黎桓迎受官詣使黃成雅附奏。自今朝廷加恩。願遣使至本道。貴接王人。以光海裔。上以桓旁緣賦歛。民被其禍。未許也。

とあって、黎桓が迎受官詣使の黃成雅を広南西路につかわししたことを知るが、それに迎受官詣使とあるによって、黃成雅はこの前年の十一月に真宗から黎桓に下された加恩の制書——保節功臣、食邑一千戸実封四百戸を加うと云う制書——を受領するために召し出された者であることが判る。しかし、ここで注目すべきことは、黎桓が今後朝廷より加恩制書を下される時には加恩官告国信使を直接にベトナム本土に派遣して伝達してもらいたいと申し出ていることである。すなわち咸平元年以来、中止されていた国信使のベトナム本土派遣を復活してほしいと願い出たわけである。

更に次の年になると黎桓はその息子を朝廷にやってそれを要求するに至るのである。

長編^{六卷五} 景德元年 (A.D. 1004) 六月甲子の条に、

交州黎桓遣其子撰驩州刺史明提来貢。懇求加恩使至本道。慰撫遐裔。許之。

とあり、また同じことを、宋会要、交趾の同年六月二十三日の条にはより詳細に、

桓遣其子撰驩州刺史明提来貢。對於崇政殿。且言。每降恩旨。又駅通至当道。今特遣息男貢献。望降使慰撫遐俗。

と伝えていて、それを知ることが出来るのであるが、これらによると黎桓はその子の明提なる者を宋の都にやって貢献させ、「加恩の詔が降る毎に、その制書は駅通にて送られてベトナムに伝達されている。今、特に息子の明提をやって朝貢して懇求する次第であるが、今後は加恩使を直接ベトナム本土に派遣して、制書を伝達してほしい」と申し出たので、真宗は之を許すこととしたと言うのである。次の年の二月になると真宗は黎桓の乞う所に従って淮南転運使工部員外郎の邵暉を交州安撫国信使にあてている。⁽⁶⁾

しかし、たまたまベトナム本国においては、この三月に黎桓が死に、その国内では黎桓の諸子が抗争して兵乱がおこった。

長編^{六卷六} 景德二年 (A.D. 1005) 五月戊子の条に、

交州黎桓死。其仲子龍鉞自立。龍鉞兄龍全劫庫財而遁。其弟龍廷殺龍鉞自立。龍廷兄明護率扶闌寨兵。攻戰。国信使邵暉駐嶺表。以其事聞。

とあって、それを伝えている。⁽⁷⁾

これによると黎桓の死後、その仲子の龍鉞が皇帝の位についたが、龍鉞の兄の龍全が庫財をかすめとって遁げ、弟龍廷は龍鉞を殺してそれに代って自から立った。そこで龍廷の兄の明護は扶闌寨の兵をひきいて攻戦したと述べ、この情報は国信使となって派遣された邵暉が嶺表から朝廷に報告したものであると説明を加えている。なお邵暉はベトナムの兵乱のため、国信使としてベトナム本土に行くことが出来ず、六月には広南西路縁辺安撫使に任命され、広南西路の現地で、ベトナム策略を講ずることとなった。⁽⁸⁾ ちなみに、進奉使の明提も本国の兵乱のため、国に帰ることが出来ず、次の年まで広

州に留まらざるを得なかった。

さて、以上のようなベトナムの兵乱に対して、宋がどのようにに対処したかについては、

宋会要、交趾、景德三年（A.D. 1006）六月の条に、

知広州凌策言。準詔。以交趾兵乱。令興緣海安撫轉運使邵晔舒贊同經度。便宜以聞。尋至白州。遇廉州部送到交趾
 帰明頭首黃慶集黃秀蜜音三人百姓千余口。且言。黎桓既死。諸子爭立。各集人馬。散設寨柵。官屬離析。人民猜懼。
 慶集等以下不促驅率。戮及親卒。^(從)今奔走來告。乞量出兵馬。平定交州。慶集等願為先鋒。克日攻集。臣等會議。若朝
 廷允所止乞以^(乞止)廣南諸州屯兵。益以荊湖^(鄂幸)十三千人。水陸齊進。立可平定。帝曰。桓繼修職貢。亦常遣其子入覲。海
 隅寧謐。不失忠順。今聞其死。未能吊恤。遽伐其喪。甚無謂也。乃詔策等。依前詔安撫。務令謐靜。……仍令晔貽書
 交州。諭以朝廷威德。如自相魚肉。久無定位。偏師問罪。則無遺種矣。明護懼。即奉龍廷主軍事。

とあって、その様子を知ることが出来る。すなわち、黎桓の死後、諸子の間に兵乱が起ったので、これに乗じてベトナム
 に出兵しようとする計画が知広州の凌策等によつてたてられたが、真宗は黎桓が生前に朝貢にはげみ、またその子を朝貢
 させていたのに、その死に乗じて出兵するのは王者のなすべきことではないと言つて、それをしりぞけ、策等に命じてベ
 トナムを安撫させ、また広南西路安撫使の邵晔に命じて詔をベトナムにおくらしめ、朝廷の威徳を諭したと言う。それ
 に、もし兄弟で殺しあいをつづけ、いつまでも主権者の地位が定まなければその罪を問ひ兵を出し、黎氏をみなごろしに
 すると述べてあったので、明護も龍廷を奉じてそれが軍事をつかさどること——主権者となること——を承認するに至っ
 たと説明を加えている。

かくてベトナムの兵乱も定まり、景德三年七月になると黎龍廷は自ら静海節度使開明王と称して、広南西路に移牒し、
 その弟を遣して朝貢せんことを願ひ出ている。⁽¹⁰⁾

次の年になるとそれが実現されることとなるが、それについて、長編^{卷六}景德四年（A.D. 1007）七月辛巳の条には、

黎龍廷自称權安南靜海軍留後。遣其弟峯州刺史明昶殿中丞黃成雅等來貢。辛巳。授龍廷靜海節度使交趾郡王。賜名
 至忠。給以旌節……。

(11) とある。これによって、景德四年七月、黎龍廷はその弟の峯州刺史明昶を遣し貢獻し、静海節度使交趾郡王を授けられ、至忠と言う名を賜わっていることを知ることが出来る。

さて以上、中国側の史料によって真宗朝における黎桓との交渉の一面を考察して来たが、特にその中で黎桓の諸子、龍全、龍鉞、龍廷、明提、明護、明昶等の名前が掲げられている。ベトナム側の史料ではそれらがどのように伝えられているか次に考察して見ることにする。

(三)

大越史記全書(以下、全書と略す)卷之(一)黎紀、甲辰、応天十一年宋景祐元年(A.D. 1004)の条に、

遣行軍王明提。称撰驪州刺史。聘于宋。明提至汴。懇求恩使宣撫遐裔。宋帝許之。

とあって、黎桓が行軍王明提を宋の都に遣して貢を奉り、恩使をベトナムに派遣されるよう懇求したと述べているが、ここでは明提を行軍王としている点に注目すべきであろう。なお、この文そのものが既に見た中国側の史料の文と酷似していることもまた注目すべきである。

次に黎桓の死後におこった兵乱について、全書卷之黎紀、中宗皇帝諱龍鉞大行第三子の条に、

大行皇帝崩後。帝與東城中国二王及同母弟開明王争立。相持八月。中国無主。(国中)冬十月。東城王敗奔莒隆。帝追捕之。又奔占城。未至。為石河州人殺于機羅海口。時国人亦奔附禦北王於扶蘭寨。帝即位三日。為龍鉞所殺。

とあり、更に同書卷之黎紀、臥朝皇帝諱龍鉞又名至忠大行第五子の条に、

冬。帝築位。……禦北王與中国王拋扶蘭寨叛。帝親征。……至扶蘭寨。寨人堅壁固守。攻之未下。圍之數月。

寨人粮尽。禦北王知計窮勢屈。乃捕中国王以献。斬之。原禦北王罪。遂引兵。伐禦蛮王於峰州。降之。

とあって、いずれも応天十二年(A.D. 1005)の事件として説明しているが、これによると大行皇帝すなわち黎桓が死ぬと、第三子の龍鉞は東城王、中国王及び同母弟の開明王と位につくことを争い、八カ月もそれがつづき、国に主権者が居

なかった。十月になると、東城王は敗れ奔り、殺されてしまった。また扶蘭寨に拠った禦北王の下には奔り附す国人も多かった。第三子の龍鉞が皇帝——中宗皇帝——の位についたが、三日にして第五子の龍鉞のため殺されてしまった。かくて、龍鉞が位につき——臥朝皇帝——、扶蘭によって叛抗する禦北王と中国王を自から攻めたので、力つきた禦北王は協力者の中国王を捕えて之を龍鉞に獻じて、自からはその罪をゆるされた。また峰州に拠って抗争していた禦蛮王も討伐を受け、遂に降服するに至ったと言うのである。越史略^{卷一}黎紀の中宗及び臥朝王の条にも、これより簡略ではあるが、諸王の抗争について同様なことを説明している。

このような兵乱に乗じて、宋の知広州凌策等がベトナム出兵の計画を奏上したことは既に見た如くであるが、このことに關して全書^{卷之}黎紀、丙午、^{宋景徳三年}應天十三年 (A.D. 1006) 夏六月の条に、

宋知広州凌策上言曰。今以交趾兵乱。令臣與沿辺安撫使邵曄。同經度。便宜以聞。臣等准廉州所送到交趾黃慶集等千余口言。南平王諸子各散設寨柵。官屬離拆。人民憂懼。乞出兵平定。慶集等願為先鋒。刻日可取。若朝廷允其請。乞以広南諸州屯兵。益以荊湖劉卒五千。水陸齊進。立可平定。宋帝曰。黎氏嘗遣子入覲。海隅寧謐。不失忠順。今聞其薨。未有弔慰。遽伐其喪。豈王者所為。詔策等。依旧招安撫。務令謐靜。仍命曄移書。諭以朝廷威德。無自相戕骨肉。久無定位。天師問罪。黎氏無遺種矣。帝俱請遣弟入貢。

とある。この全書の文がさきに掲げた宋会要の文とほとんど同じであることは注目すべきであるが、この点に關しては後に考へてみることにする。

最後に、臥朝皇帝すなわち龍鉞がその弟を宋に遣したことについては、全書^{卷之}黎紀、^{宋景徳四年}應天十四年 (A.D. 1007) の条で、

遣弟明昶掌書記黃成雅。獻白犀于宋。乞大藏經文。

と述べているが、ただ単に弟明昶とあるだけでその官名はない。

ここで、全書^{卷之}黎紀によつて、黎桓の諸子を列挙し、今後の説明の便に供する⁽¹³⁾ (説明の便宜上、図の番号を付す。括弧内は封ぜられた年代)。

(1) 封太子鋤為擎天大王 (A.D. 989)。

- (2) 〔封〕皇第二子銀錫為東城王 (A.D. 989)。
 - (3) 〔封〕皇第三子鉞為南封王 (A.D. 989)。
 - (4) 封皇第四子釘為禦蠻王。居峯州 (A.D. 991)。
 - (5) 封皇第五子鋌為開明王。居藤州 (A.D. 992)。
 - (6) 〔封〕皇第六子鉞為禦北王。居扶蘭寨 (A.D. 991)。
 - (7) 封皇第七子鋌為定藩王。居五鼎江司營城 (A.D. 993)。
 - (8) 〔封〕皇第八子鏐為副王。居杜洞江 (A.D. 993)。
 - (9) 〔封〕皇第九子鏡為中國王。居乾沱末連泉 (A.D. 993)。
 - (10) 封皇第十子鏐為南國王。居武淹州 (A.D. 994)。
 - (11) 封皇第十一子鋌(即)為行軍王。居北岸古覽州 (A.D. 995)。
- なお、全書卷之一黎紀、甲辰、応天十一年宋景徳元年 (A.D. 1004) の春正月の条に、
立南封王龍鉞為皇太子。加封龍鋌為開明大王。龍錫為東城大王。
- とあって、第三子の南封王が皇太子となり、また第五子の開明王が大王となったことを伝えているが、ここではその名の鉞、鋌にそれぞれ龍の字が冠されている。また第二子の東城王の場合には銀錫が龍錫となつてすこしく異なるが、いずれも龍の字が冠されている。

(四)

一〇〇四年、黎桓がその子の明提を宋の都に遣して加恩使の派遣を懇求したと言う全書の文は、前にも述べた如く、同じくそのことを伝える中国側の史料の文とあまりにも似ているから、全書のこの記事はおそらく中国側の記事によつたものであらうと思われる。しかし全書の方には中国側の史料に見えない行軍王の名が明提の上に加えられているところから、全書では中国史料に見える明提が行軍王に比定されているわけである。

なお越史略^{一巻}、甲辰、応天十年（A.D. 1094）の条に、

遣行軍王。如宋。

とある。このようにベトナム側の史料にも、一〇〇四年、行軍王を宋に行かしたと言う伝えがあることからみて、全書で行軍王を明提と結びつけたのは当然であるし、更に(11)にも第十一子の鋌を行軍王に封ずとあって、明提が第十一子の行軍王鋌であることはまちがいあるまい。(11)の鋌の下に「即ち明提なり」と註があるのは既に掲げた如くである。

つぎに中国史料に見える龍鉞と龍廷とについてであるが、既に掲げた全書^{一巻}黎紀、甲辰、応天十一年（A.D. 1094）の条に、南封王龍鉞、開明大王龍鋌とある故、それがそれぞれ第三子南封王鉞と第五子開明王鋌に比定されることは申すまでもあるまい。

さて、中国史料に見える龍全については、全書及び越史略にもその名があらわれない。中国史料には彼を龍鉞の兄と伝えているが、第三子鉞から言って兄は皇太子の擎天大王鋌と第二子東城王銀錫との二人である。しかしその中、皇太子はすでに黎桓よりも早く、一〇〇〇年に死んでいるので、龍全は第二子東城王銀錫にあたることとなる。中国側の史料で龍全が庫財をかすめて遁ぐと伝えているのは全書に「東城王、莒隆に敗奔す」とあるのにも適合するようであるから、龍全を第二子東城王銀錫に比定してもほばまちがいあるまい。

なお、安南志略^{一巻}の龍廷の条に、

龍廷。桓幼子也。殺龍鉞而自立。其兄龍全忿之。劫庫財而遁。龍護率扶蘭寨兵。相攻爭立。

とあって、龍全が龍金となっているものもある。(17)もし龍全がまちがいで龍金の方が正しいとすれば金と銀錫とは関係ないわけでもないのだと付言しておく。

つぎは明護についてであるが明護の名は全書及び越史略には全く出て来ない。ただ安南志略^{一巻}には、いま掲げた如く「龍護率扶蘭寨兵。相攻爭立」とあって、中国史料で明護とあるところが龍護として出て来る。更にこの文のつづきを見ていくと、

知広州凌策言。準詔以交趾兵乱。令臣與治辺安撫使邵曄。同經度便宜以聞。臣等至白州。遇広州部送到交趾黃慶集

等百姓千余口且言。黎桓既死。諸子各集兵散設寨柵。官屬離拆。人民憂懼。慶集等以不從驅率。戮及親屬。今奔走來告。乞量出兵平定交州。慶集等願為先鋒。刻期攻取。臣等會議。若朝廷充其所請。以広南諸屯兵。益以荊湖卒兵五千。水陸齊進。立事平定。真宗曰。黎桓既修朝貢。亦嘗遣子人觀。^(マヤ)海陽寧謐。不失忠順。今聞桓死。未聞予恤。^(マヤ)遂伐其喪。豈王者所為。乃詔策等依前詔安撫。務令謐靜。……乃令致書交州。諭以朝廷威德。如自相魚肉。久無定位。偏師罪問。則黎氏無遺種矣。龍護懼。即奉龍廷主軍事。

とあるが、前に掲げた宋会要の景德三年六月の条に「明護懼」とあるところがこの中でも龍護となっているのであるから、安南志略にも結局、明護の名はあらわれぬこととなる。なおここで注目すべきは前掲の全書^一卷之黎紀、応天十六年の条の文がいままた安南志略の文とほとんど同じであると言うこととそれにもかかわらず全書の方には「龍護懼。即奉龍廷主軍事」の句が省略されていると言うことである。これらの点については後に考察する。

とにかく明護の名は中国側の史料にのみあらわれて、ベトナム側の史料には見出すことが出来ぬ。では明護は黎桓の第何番目の子に比定されるだろうか。長編、宋史及び会要等によれば既に見た如く、明護は龍廷のすなわち第五子鋌の兄で、その父黎桓の死後、扶蘭寨の兵を率いて攻戦したと言う人物である。一方、全書及び越史略によれば、黎桓の死後、禦北王は扶蘭寨に国人をあつめ、その後、その地で中国王と共に臥朝皇帝——第五子鋌——に反抗したがその親征をうけて、遂に降服し罪をゆるされたと伝えている。また(6)によると第六子の鋌は禦北王に封ぜられ、扶蘭寨に居ると伝えているから、扶蘭寨と関連づけて明護を比定すればそれは第六子の鋌と言うこととなる。しかし、第六子では第五子鋌の弟となるから、それは「龍廷の兄明護」と言う中国側の伝えと矛盾することとなる。この矛盾については次の明昶の比定と関連させて解決したいのでしばらくおく。

さて明昶に関しては既に宋史、長編及び宋会要等の中国側の史料で見た如く、龍廷すなわち第五子臥朝皇帝鋌の弟と伝えている。また宋会要、文趾の景德四年七月十八日の条によると、その前日に龍廷が静海節度使安南都護に任ぜられ交趾郡王に封ぜられたので、明昶が崇政殿に赴いて帰国の挨拶を述べたいと申し出たことを伝え、次の如くある。

明昶以兄降制命。求赴崇政殿告謝。乃召升殿。帝撫問之。

これによっても明昶が龍廷の弟であることが出来る。なお、中国側の史料によると、明昶を峯州刺史と伝えているが、全書では(4)で見た如く、峯州に封ぜられたのは第四子釘の禦蛮王であるから、峯州と関連させて明昶を比定すればこの第四子釘にあたることとなる。しかしそれでは第五子鋌の兄と言うこととなり、龍廷の弟と言う中国側の史料とここでも矛盾することとなる。

要するに以上の如く、明護、明昶を各々の根拠地名・封地名と関係ずけてそれぞれを比定しようとすると、全書につたえる黎桓諸子の兄弟関係と矛盾するところがあらわれるわけである。

では越史略^一巻、黎紀、大行王では黎桓の諸子がどのように伝えられているかと言うに、明護、明昶は勿論、明提の名前もまったくあらわれぬ。ただ諸子の名としては第三子の龍鋌、第五子の龍鋌が見えるだけである。しかし、中宗及び臥朝王の条で諸子の兵乱につき述べたところでは南封王、東城王、中国王、開明王、禦蛮王と言う名があらわれ、また大行王の甲辰、応天十年(A.D. 1004)の条では既に見た如く行軍王の名が見える。このほかに次の諸条が見えている(^{龍明の便宜上(4)。}明の便宜上(4)。^{同(4)と符号を付す。})。

(イ) 封第三子為南封王。

とあり、つぎに辛卯、興統二年(A.D. 991)の条に、

(ロ) 封弟之子為禦蛮王。居峯州。

とあり、更に甲午、興統五年(A.D. 994)の条には、

(ハ) 封第十一子為行軍王。居北岸吉覽州。

とある。

第三子の鋌が南封王に封ぜられたことは既に全書によった(3)で見た如くであるから、(イ)はそれと同じ伝えであるし、また、第十一子の鋌が行軍王として北岸の吉覽州に封ぜられたことは同じく(ハ)で見た通りである。ただ(ロ)では「古」が「吉」となっている点とその年代に一年のずれがあることでは(1)とちがうが、共に同一の伝えであることはまちがいあるまい。しかし、問題は(ロ)の条である。(ロ)によると禦蛮王として峯州に封ぜられたのは黎桓の弟の子となっているが、全書の伝え

によると既に(4)で見た如く禦蛮王として峯州に封ぜられたのは黎桓の第四子釘となっていて、この点、全く異っている。ではこのような(4)と(4)とのちがいをどのように解決するか次に考察を加えてみる。

既に(1)、(2)、(3)と列挙した如く、全書の方では黎桓の十一人の子をはぼその順序に従って記述し、その封ぜられた王名を掲げ、更に大部分はその封地の地名をあげている。さて、このような記述の形式がとられている全書の(4)の「第四子」を、(4)によって「弟之子」の譌として訂正するのはすこしく無理なように思われる。すなわちそれでは第四子が欠となつて、記述の順序、形式から言っても不自然となるからである。そこでそれよりむしろ、(4)の「弟之子」を「第四子」と訂正した方がよいように思われる。しかしその場合、「弟」を「第」と訂正するのは問題ないとしても、「之」を「四」とするのにはいささか抵抗を感じざるを得ないので、「之」を「六」の譌であるとなし、つまり(4)に「弟之子」とあるところを「第六子」と訂正してみたら如何なものであろうか。すなわち(4)は「封第六子為禦蛮王。居峯州」となるわけである。そしてこれをもととして、全書の方に検討を加えてみると、(4)は、

封皇第六子釘為禦蛮王。居峯州。

の如く訂正されることとなる。そうすると全書では第六子が二人となり、第四子はいないこととなってしまう。そこで全書の(6)の第六子を第四子と変更してみる。すなわち(6)は、

〔封〕皇第四子鉞為禦北王。居扶蘭寨。

とすることとなる。つまり、全書の方を訂正して、「第四子」を「第六子」に、「第六子」を「第四子」にそれぞれ変更するわけである。

このように訂正してみた上で、さきに疑問のまま残した明護、明昶の比定の問題を考えてみると、明昶は中国史料に峯州刺史と明記されているから、それは峯州に封ぜられたと言う釘に比定され、しかもそれは第六子となるから、第五子鉞の弟となつて、前に問題とした矛盾が解決されるばかりでなく、それと共に明護についての疑問も氷解するようである。

すなわち明護はすでに指摘したように、ベトナム側の史料には見えない名前であるが、中国側の史料によると再三述べたように、龍廷の兄で、扶蘭寨によって抗戦した人物であった。それと今、(6)を訂正して得た「封第四子鉞為禦北王。居扶蘭寨」及び黎桓の死後の兵乱を伝えるベトナム側の記事とを考え合せてみると、明護はこの「第四子鉞」に比定されるよ

うである。すなわち第四子であるから龍廷すなわち第五子鐸の兄にあたり、しかも扶蘭寨に封ぜられているのであるから、明護に関する前の矛盾も解決されたこととなるのである。

以上、越史略^{卷一}の興統二年の条、すなわち(四)を訂正し、更にそれによって、全書に黎桓の第四子、第六子と伝えられているのが、実は第六子、第四子であることを指摘すると共に、明護が黎桓の第四子の斬、明昶が第六子の釘にあたることを考察したものである。⁽¹⁸⁾

(五)

明護の名前が越史略には勿論、全書にも見えないことはしばしば述べた通りである。しかし、安南志略に龍護なる者が見えることはこれまた既に述べた如くである。そしてこれを伝える安南志略の文の前後をわざわざ長々と引用したのはその文が特に宋会要の文とよく似ていることを示すためでもあった。なお同じことを伝える全書の文をこれまた煩雑をいわず引用したのも、これが安南志略に全く似ていることを知るためであった。さて、安南志略にあらわれる龍護は既に指摘した如く、宋会要の文で明護とあらわれるものである。そして、この安南志略の文によったと思われる全書の方では龍護の事を省略してしまっている。中国側の史料、特に宋史交趾伝にも見える明護が遂に全書にあらわれないのは、おそらくこれを黎桓のどの子に比定するか決定出来なかったからではあるまいか。従って安南志略の龍護も全書では省略してしまったのであろう。すなわち明護の名は中国側の史料にのみ残っていて、ベトナム側の史料にははじめからそれを見ることが出来なかったのではなからうか。

さて明護をそのように考えると、明提、明昶の場合もそれと同じではなかったかと思われる。すなわち黎桓が明提を遣して加恩使の派遣を懇求したと伝える全書の文がほとんど中国側の史料——宋史交趾伝、長編——と同じであったことを想い起すべきである。全書編纂の際、中国史料に見える明提を、自国の伝えによって行軍王に比定することは問題なかったであろう。しかし、明昶の場合には明提の比定のように容易でなく、その名を黎桓の諸子の誰にあてるか決定出来なかったものであろう。そこでただ単に龍廷の弟となすにとどめ、中国史料に明記されている峯州刺史はあえて省略し、自国の伝えとの矛盾——兄、弟の関係での矛盾——を回避しようとしたのであったろう。

以上、考察により明護は勿論、明提、明昶の名は中国側の史料にのみ見えて、ベトナム側の史料には初めはなかったであろうと思われる。ただ全書の編纂の際に既に見たような形で同書に記述されるに至ったのであろう。

さて明護は第四子禦北王鉞に、明昶は第六子禦蛮王釘に、さらに明提は既に全書でもあきらかなように第十一子行軍王鋌にそれぞれ比定することが出来るが、その中、第十一子の黎鋌は黎明提の名で、第六子黎釘は黎明昶の名で、それぞれ自から宋の都に赴いて朝貢したわけである。そしてその際、本名の「鋌」を「提」、「釘」を「昶」と音の似通っている字は用いているが、本名は用いず、明の字を排行とする二字の名を採用して、それを自分の名前と称し自から朝貢したのであるまいか。明護については自から朝貢したと言う伝えはないが、既に見た如く真宗の即位の始め、国信使の派遣を中止することとしたとき、陳堯叟が黎桓の息子を召し出して加恩の制書を授けるよう奏請しているし、またその後、ベトナム使節を広南西路によび出して制書を授けている例もみえるから、あるいは第三子禦北王の鉞がその任にあたり、その際に明護と称したのかもしれない。しかしこの場合、「護」と「鉞」では音が通じないようであるが、明提、明昶の場合の例から類推して、「護」はあるいは「謹」の譌ではないかとも考えられる。そうすれば「鉞」と音も通ずるようであるから附言しておく。

では何故に本名を用いず別名を用いて朝貢したかと言うことである。「ベトナム中国関係史」の結論で、「中国の礼制によれば、上下関係にある人物が接触する場合、下位のものが上位のものに対して自分の諱を使わねばならないので、中国の天子はベトナムの君主に諱の使用を要求するのである。自ら皇帝を称するベトナムの君主としては、外国に対して自分の諱を使うのは忍び難い屈辱である。独立自主の空氣の強かった陳朝歴代の君主の名前は、殆んど全部、ベトナム側の文献と中国側の文献とでは異った文字で記録されているが、これはベトナムの方が真の諱で、中国のは朝貢のために用いられた特別な名前であったと思われる」と述べてある。ベトナム陳朝の君主が本名にあらざる特別の名をもって中国に朝貢したこと及びその事情につき説明してあるが、明提、明昶、おそらく明護なども同じ例と考えてよいと思う。この黎桓の子の場合は自身で宋に赴いて朝貢したのであるから、特に別名を用いる必要があったと考えられる。とにかく明提、明昶、明護等は本名ではない特別な名前であったので、ベトナム本国ではその伝えが残らなかったものであろう。なお、全書では黎桓の諸子について、(1)、(2)、(3)等列挙した如く鉞、鋌、釘等すべて金偏の名前をあげているが、後になると龍鉞、

龍鋌等と龍の字を冠している。なお、既に見た如く中国側の史料では龍の字がついている。はじめの鋌、鋌、鋌、鋌などがおそらく本名であろう。

とにかく黎桓の子が本名を用いず特別の名を用いて朝貢している点で、前黎朝の自主独立の姿勢の一端をみることに出来るだろう。

註

- (1) 拙稿「宋初における中越関係」(「法政大学文学部紀要」第十八号)。
- (2) 宋会要、蕃夷四、交趾、咸平六年九月の條。
- (3) 宋史^{卷四}_{八八}、交趾伝には迎受官告使とある。
- (4) 宋会要、交趾、咸平五年十一月の條。
- (5) 宋史、交趾伝、景德元年の條と同じ。
- (6) 長編^{卷五}_九、景德二年二月乙酉の條、宋会要、交趾、同年同月の條。
- (7) 宋史、交趾伝はほとんど同文。宋会要、交趾、景德三年三月の條。
- (8) 長編^{卷六}_〇、景德二年六月戊子の條。
- (9) 長編^{卷六}_三、同年同月辛卯の條によつて文字を訂正あるいは補充す。宋史、交趾伝。
- (10) 長編^{卷六}_三、景德三年七月丁未。宋会要、交趾、同年八月の條。
- (11) 宋史、交趾伝、景德四年の條、宋会要、交趾、同年七月十一日の條。
- (12) この文の後の方には驩州とある故、改む。
- (13) 十一人の実子のほかに義兄(養兄)が二人いるが、二人とも名は不明。一人は扶帶王に封ぜられている。
- (14) 全書^{卷二}_一、黎紀、戊子応天七年(A.D. 1000)の條によるとこの年、第一子皇太子の肇天王が死す。
- (15) 註(14) 参照。
- (16) 宋会要交趾伝訳註稿(「南方史研究」Ⅲ)の補註1で龍全を銀鋌に比定している。
- (17) 静嘉堂文庫所蔵の文淵閣伝抄本。
- (18) 註(16)の補註1で明護の比定を試みているが、解決されていぬ。なお、ここでは明祖には全く触れてない。
- (19) 「ベトナム中国関係史」(山本達郎編)六三七頁